

第3回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料5
平成20年10月27日	

認可外保育所の認可保育所化について

平成20年10月27日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

弊社で運営している認可外保育所は、東京都認証保育所1園、横浜保育室2園（ほか事業所内保育施設1園）とわずかですが、いずれも同じ保育方針で運営しており、常勤職員はすべて有資格者とするなど保育の質を確保しています。（一般的に言っても、東京都認証保育所や横浜保育室など地方自治体が補助している認可外保育所は、いずれも国が定める児童福祉施設最低基準に準じた地方自治体の基準を満たしています。）

これらが認可保育所（給付対象となるサービス）となることができない理由、なるばあいの課題には、次のようなものがあります。

■ 地方自治体独自の認可基準の廃止・緩和について

弊社で運営している認可外保育所の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすものの、地方自治体が上乗せしている次のような基準を満たさないため、認可を受けることができないものがあります。

- ① 屋外遊戯場（園庭）を付近の公園、広場等で代替する場合には、専用の屋外遊戯場を基準面積の1/2以上、又は、プール遊び等のできる場所を確保すること
- ② 福祉のまちづくり条例に基づき、児童福祉施設を新設する場合には、車いすで利用できるエレベーターや障害者用のトイレを設置すること

こうした基準を廃止・緩和し、国が定める基準を満たせば認可保育所となることができれば、一部の認可外保育所の認可保育所化が進むことと考えます。

■ 都市部における運営費額の増額について

弊社で運営している認可外保育所の別の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすことができるものの、当該地方自治体では、株式会社は認可保育所に対する地方自治体独自加算が受けられないことから認可を受けていません。

前回、「保育所運営費用に対する補助について、保育所を設置する法人の類型にかかわらず、できるだけ同様の補助をいただきたい」と申し上げましたが、そもそも地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題と考えています。

つきましては、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めていただきますよう、要望いたします。

■ 認可外保育所の利用者の利用継続について

弊社で運営している認可外保育所では、週に2～3日就労する保護者も利用されています。認可外保育所を認可保育所にするを進めると同時に、「保育に欠ける要件」を見直し、その家庭が保育を必要とする時間に応じて保育を提供することが可能になるよ

う、要望いたします。

	認可保育所		認可外保育所	
	社会福祉法人	株式会社	東京都認証保育所 横浜保育室 等	その他
① 入所 受け入れ	市町村を通さないと受け入れられない	市町村を通さないと受け入れられない	ニーズに対応して直接受け入れができる	ニーズに対応して直接受け入れができる
② 施設整備 補助	ハード交付金あり	ハード交付金なし	ハード交付金なし	ハード交付金なし
③ サービス 基準	国が定める基準	国が定める基準	地方自治体が定める基準	なし
④ 運営費の 公的助成	国が定める補助あり 都市部地方自治体によっては加算	国が定める補助あり 都市部地方自治体によっては加算 (一部)	地方自治体による補助あり	なし